

# レース参加申込書(参加誓約書)

私たちは、本レース大会の規則に従い下記の通り参加を申し込みます。 年 月 日

参加申込者記入欄(代表者またはエントラント)

氏名 住所(〒 )

生年月日 年齢 携帯番号 緊急連絡先

## 参加クラスと車両申請

参加クラス チーム名

車種名 排気量 cc ホームコース

## ライダー申請(8名以上の場合は複数使用)

受理されたゼッケン番号

①氏名 生年月日 住所

②氏名 生年月日 住所

③氏名 生年月日 住所

④氏名 生年月日 住所

⑤氏名 生年月日 住所

⑥氏名 生年月日 住所

⑦氏名 生年月日 住所

⑧氏名 生年月日 住所

## 参加誓約書と同意書ならびにライダー署名欄

大会主催者 御中

私達は、本大会の規則および諸注意事項の全てに従い、誓約ならびに同意を交わします。また競技参加にあたり関連して起こった死亡、負傷、その他の事故で私達参加者および運転者、ピットクルーおよび車両等の受けた損害について、決して主催者や施設所有者(※1)および競技役員、係員、雇用者(コース所有者を含む)ならびに他の競技者(参加者、運転者、ピットクルー等)などに対して非難したり責任を追求したり、また損害を要求したりしない事を誓約します。(※1とは富士スピードウェイ、筑波サーキット)

なお、このことは事故が主催者または大会関係員の手違いなどに起因した場合であっても変わりありません。

また、運転者は参加レースについてしかるべき資格者であり、参加車両についてもコースまたはスピードに対して的確であり、かつ競技が可能である事を誓います。

本大会に参加するエントラント、ライダー、ピットクルーの氏名や参加車両の写真、レース結果等の報道、放送、WEB上の公開などの記載に対する権限を主催者が持つことを承諾致します。

なお、私達の過失により富士スピードウェイ側の所有にかかる設備機材、車両等に損害を与えた時は、その損害について弁償いたします。

代表者署名 印 署名年月日

①署名 印 署名年月日

②署名 印 署名年月日

③署名 印 署名年月日

④署名 印 署名年月日

⑤署名 印 署名年月日

⑥署名 印 署名年月日

⑦署名 印 署名年月日

⑧署名 印 署名年月日

事務局欄

# 富士スピードウェイ 1日会員申込書

富士スピードウェイ 1日会員として、申し込み日当日のみライセンス特典（見舞金制度）を限定付保いたします。

特典の限定付保の内容の詳細は、富士スピードウェイ 1日会員のご案内をご覧ください。

申込日 年 月 日

イベント名 **カブカップ**

コース名 ( レーシングコース ・ ショートコース ・ ジムカーナ ・ マルチコース ・ **オートコース** ・ 駐車場 ) 時間 : ~ :

会員費 (1名 ¥1,000-) 名 円

主催者 (代表者)	
住所	(〒 - )
連絡先2 ※	
住所	(〒 - )

※法人の方は、連絡先2も記入をお願いします。

会員情報 (コース内を走行する方)

整理No.	氏名	生年月日(西暦)	性別	住所	電話番号
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

## 富士スピードウェイ 1日会員のご案内

富士スピードウェイの施設(レーシングコース・ショートコース・ジムカーナコース・マルチパーパスドライビングコース・カートコース・駐車場)を専有いただく主催者様向けに、参加者の皆様が安心して走行いただける会員システムが「富士スピードウェイ1日会員」です。富士スピードウェイ1日会員に加入された参加者の皆様には、下記規定に準じて、お見舞金を受けることができます。

対 象 : 富士スピードウェイ施設を専有し走行会やイベント等に参加される参加者

会員費 : 1名につき1日1,000円(富士スピードウェイドライビングライセンス会員の方は必要ありません)

- I. 主催者様から富士スピードウェイ1日会員申込書(別紙)の提出が必要となります
- II. 参加者に富士スピードウェイドライビングライセンス会員がいらっしゃる場合、別途会員のリスト提出が必要となります
- III. 専有走行の開始時間までに提出をお願いいたします

### お見舞金支給について

#### 1. お見舞金支給規定

富士スピードウェイ1日会員が、富士スピードウェイ各施設内(レーシングコース・ショートコース・ジムカーナコース・マルチパーパスドライビングコース・カートコース・駐車場)で富士スピードウェイ管理下の走行中(レース競技中、スポーツ走行中、および専有走行等)に起きた事故によって身体に被った、下記障害に対して見舞金が支払われます。

- ① 入院見舞金 : 日額 6,000円(180日を限度とする)  
※怪我の治療の為、病院または診療所に入院し、平常の生活、または仕事ができない場合  
※通院・リハビリは対象外となります
- ② 後遺障害見舞金 : 1,000万円を限度とする  
※事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合
- ③ 死亡見舞金 : 1,000万円(法定相続人へ支払)  
※事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合

#### 【ご注意】

- ・ **富士スピードウェイ各施設内**を走行中の事故により負傷した場合、必ず負傷した当日にスタッフの確認を受けてください。
- ・ 見舞金の請求手続きについては、退院後に富士スピードウェイ 走行・体験プログラム G (電話:0550-78-1231)までご連絡ください。
- ・ 入院証明として領収書等が必要となりますので、保管をお願いいたします。

#### 2. 免責事項

富士スピードウェイ1日会員に故意、または重大な過失がある場合、**及び走行に起因した負傷と認定できない場合は**この限りではありません。

<お問い合わせ先> 富士スピードウェイ株式会社 走行・体験プログラム G  
〒410-1307 静岡県駿東郡小山町中日向 694  
TEL:0550-78-1231(9:00~17:30)